

○廿日市市市民活動センターオンライン会議用機器の貸出しに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、廿日市市市民活動センター（以下「センター」という。）において、廿日市市自治振興部協働推進課（以下「協働推進課」という。）が所有するオンライン会議用機器の貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領でオンライン会議用機器とは、次に掲げるものをいう。

- (1) ノート PC
- (2) 外付けスピーカー
- (3) 外付けヘッドセット
- (4) 外付け広角カメラ
- (5) 外付けマイク
- (6) プロジェクター
- (7) 移動式スクリーン

(貸出対象者)

第3条 オンライン会議用機器の貸出対象者は、次に掲げるものとする。

- (1) 市民活動ネットワーク登録団体
- (2) まちづくりの推進を図る活動その他の活動（廿日市市市民活動センター管理規則（平成17年規則第112号）第2条に規定する活動をいう。）を行う団体
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協働推進課が特に認める団体

(貸出期間)

第4条 オンライン会議用機器の貸出期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前条第1号の団体 センターの開館時間内
- (2) 前条第2号及び第3号の団体 火曜日～金曜日（廿日市市の休日を定める条例（平成元年条例第27号）に定める市の休日（以下「市の休日」という。）を除く。）の9時から17時まで

(館外貸出しの不可)

第5条 オンライン会議用機器は、センターの館外における利用には、これを貸し出さないものとする。

(貸出料)

第6条 オンライン会議用機器の貸出料は、無料とする。

(貸出しの手続)

第7条 オンライン会議用機器の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、オンライン会議用機器貸出申請書を協働推進課に提出し、その承認を受けなければならない

ない。

2 前項の申請書の提出受付期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとし、その提出受付時間は、火曜日～金曜日（市の休日を除く。）の9時から17時15分までとする。

(1) 第3条第1号の団体 オンライン会議用機器を利用しようとする日（以下「利用日」という。）の3月前から

(2) 第3条第2号及び第3号の団体 利用日の1月前から
（貸出しの承認）

第8条 協働推進課は、前条第1項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、オンライン会議用機器の貸出しを承認したときは、当該申請者にオンライン会議用機器貸出許可書を交付するものとする。

2 協働推進課は、申請者のオンライン会議用機器の利用の目的が次の各号のいずれかに該当するときは、貸出しを承認しないことができる。

(1) 公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条の公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党その他の政治活動を行う団体を推薦し、支持し、又はこれらに反対するものであると認められるとき。

(2) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするものであると認められるとき。

(3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することであると認められるとき。

(4) 専ら営利を目的としたものであると認められるとき。

(5) オンライン会議用機器を損傷するおそれがあると認められるとき。

(6) その他管理運営上支障があると認められるとき。

（機器等の受取り）

第9条 前条第1項の規定により許可書の交付を受けた者（以下「利用者」という。）は、火曜日～金曜日（市の休日を除く。）の9時から17時15分までにおいて、前条第1項の規定により交付を受けた許可書を提示し、オンライン会議用機器を受け取るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、利用者が第3条第1号の団体の場合であって、火曜日～金曜日（市の休日を除く。）の9時から17時15分まで以外において利用するときは、協働推進課との調整により、当該日時以外に受け取ることができる。

（対価徴収の禁止）

第10条 利用者は、オンライン会議用機器の利用に当たっては、いかなる対価も徴収してはならない。

（管理責任）

第 11 条 利用者は、貸出しを受けたオンライン会議用機器を返納するまでの間、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

(紛失等の報告及び弁償)

第 12 条 利用者は、その責めに帰すべき事由によりオンライン会議用機器を紛失し、又は損傷したときは、速やかにその旨を協働推進課に報告し、その指示に従って現物又は協働推進課の定める代価により損害を弁償しなければならない。

(転貸の禁止)

第 13 条 利用者は、オンライン会議用機器を第三者に転貸してはならない。

(返納の手続)

第 14 条 利用者は、オンライン会議用機器を返納するときは、オンライン会議用機器利用報告書を協働推進課に提出し、オンライン会議用機器の点検を受けなければならない。

(実施規定)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、オンライン会議用機器の貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和 3 年 9 月 1 日から施行する。